

道路資産の評価

(平成14年度以降に供用した道路資産等)

平成17年 7月13日



道路資産評価・会計基準検討会の検討報告（骨子）

1. 基本的な方針

- ・資産評価：時価評価（施行法第15条第3項） 再調達原価方式

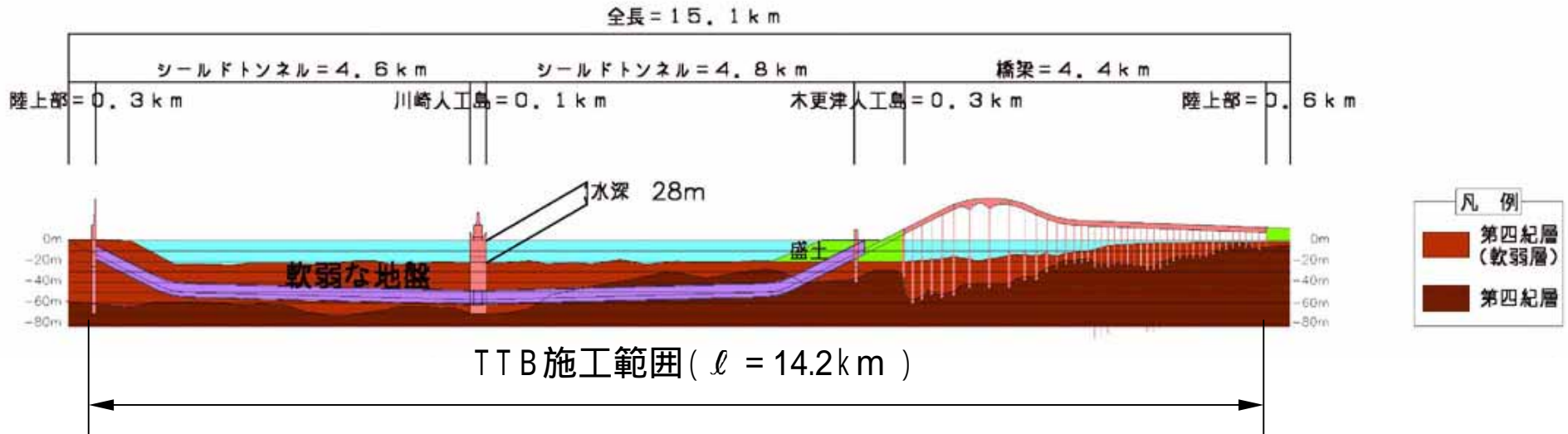
2. 道路資産評価

- (1) 償却資産（構築物、機械及び装置、建物、建物付属設備、工具及び器具・備品）の評価
 - ・評価方法は再調達原価方式とし、JHは標準的単金方式、他の3公団はデフレーター調整方式
 - ・補償費は、固定資産の取得に要する直接付随費用として原価算入
 - ・償却資産に係る建設中の金利は原価算入。但し、高速自動車国道に関するものについては原価算入せず、期間費用処理。
- (2) 資産へ原価算入する項目
 - ・原価計算基準に拠り測量費、設計費、施工管理委託費、用地事務委託費、機械器具費、労務費等。
 - ・改築・改良工事の他、修繕工事の中で機能向上を伴うものについては、資産として原価算入。

デフレーター調整方式を採用した資産

- JHにおける再調達原価の評価方法は、基本的に標準的単金方式を採用しているが、取得原価の把握可能な下記資産については、デフレーター調整方式を採用している。
 - 平成14年度以降に供用を開始した道路の償却資産
 - 東京湾アクアラインのうち、TTBから買取った償却資産

東京湾アクアラインの評価方法



- 東京湾アクアラインのうち、兩岸の陸上部についてはJH施工であるが、それらを除く約14.2kmについては東京湾横断道路株式会社(TTB)が工事の施工を行い、道路の開通に先立ちJHが買取ったものである。



東京湾アクアライン

- 東京湾アクアラインの買収は、平成9年に行われていることから、国土交通省所管建設工事費デフレーターの「日本道路公団」によるデフレーターを乗じ、時価評価額に修正している。 デフレーターは「 $100.0 / 100.2 = 99.8$ 」

国土交通省所管 建設工事費デフレーター(1995年度基準)

工事種別 年 度	建設総合	平成16年度 基準
	土木 公共事業 土木 道路総合 有料道路 日本道路公団	
昭和31年度	19.8	19.6
32	20.5	20.3
33	19.6	19.4
34	20.5	20.3
35	21.3	21.1
36	22.9	22.7
37	23.3	23.1
38	23.7	23.5
39	24.3	24.1
40	24.8	24.6
41	26.9	26.6
42	28.2	27.9
43	28.6	28.3
44	30.6	30.3
45	32.2	31.9
46	32.8	32.5
47	35.0	34.7
48	44.8	44.4
49	55.1	54.6
50	55.8	55.2
51	60.3	59.7
52	63.7	63.1
53	68.3	67.6
54	75.2	74.5
55	84.5	83.7

工事種別 年 度	建設総合	平成16年度 基準
	土木 公共事業 土木 道路総合 有料道路 日本道路公団	
56	86.0	85.1
57	85.9	85.0
58	85.3	84.5
59	86.9	86.0
60	85.6	84.8
61	85.1	84.3
62	87.0	86.1
63	88.9	88.0
平成元年度	93.6	92.7
2	97.2	96.2
3	99.5	98.5
4	100.2	99.2
5	99.7	98.7
6	99.7	98.7
7	100.0	99.0
8	100.2	99.2
9	101.2	100.2
10	99.3	98.3
11	98.3	97.3
12	98.7	97.7
13	97.7	96.7
14(暫定)	97.6	96.6
15(暫定)	98.9	97.9
16(暫定)	101.0	100.0

(総合政策局情報管理部建設調査統計課)